

危険物施設等廃止時における留意事項

- 1 地中に油等が浸透している場合は、油等による汚染土の除去等を行うとともに可燃性ガスの測定を実施する等安全を確認のうえ工事を行うこと
- 2 危険物等の貯蔵取扱い設備機器内に残存する危険物等は完全に抜き取り、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄する等の処置を講じること
- 3 地中に埋没されたタンク、配管等は撤去することを原則とするが、やむをえず埋没した状態にしておく場合は、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄等を行い可燃性ガスを除去したうえ水又は砂を完全に充填すること
- 4 地下に埋没されたタンクを掘り起こす時は次によること
 - (1) タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してからタンクの周囲を掘削すること
 - (2) タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること
 - (3) 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむをえず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと
- 5 危険物施設等解体時は次によると
 - (1) 解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと
 - (2) 危険物施設等に貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について作業者等に周知徹底すること
 - (3) 危険物施設等は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、内部のさび等の隙間に危険物が残留し、一定時間経過すると内部に危険物の蒸気が充満する機会が多いこと、内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの危険性について作業者に周知徹底すること
 - (4) 消火器を準備しておくこと
 - (5) タンクの解体に当たっては鏡板の前で作業しないこと
 - (6) マンホールのないタンクの解体作業は、タンクに十分な開口部を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる方法で行うこと
 - ア タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、タンク内の気相部を無くしてから開放口を設ける方法
 - イ タンク内に窒素ガス等の不燃性ガスを流し続け、タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性ガスで置換してから開放口を設ける方法
 - ウ アまたはイと同等以上の安全性を有する方法
 - (7) マンホールのあるタンクは、マンホールを開放して解体すること
- 6 撤去又は解体作業を行う場合には、工事責任者を定め保安に関する防災対策を樹立し、工場施工業者等に対し十分周知徹底させること
なお、工事期間中は、工事責任者が立ち合い防災上の必要な指示を行うこと
- 7 廃止届提出後、危険物施設等の一部又は全体を残したまま譲渡又は売却する場合は、安全対策上の必要事項を書面等にて相手側に周知すること
- 8 その他危険物等の性状等に応じた安全対策を講じること